



建築住宅課からのお知らせ

◎住宅リフォーム資金助成事業

◎助成対象者

- 市民であり、同一世帯に属する全員に市税の未納がないこと
- 同一世帯に属する全員が山陽小野田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- 助成対象となる工事について、市で実施している他の助成等を受けていないこと
- 平成28年度に、リフォーム工事について市から助成を受けていないこと

◎助成対象工事

- 自己の居住する自己所有の既存住宅の改修工事(老朽化、災害等による住宅の修繕、補修、設備改修および模様替え)で、市内に主たる事務所を有し、山陽小野田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条第2号に規定する暴力団員でない、または、これらと密接な関係を有していない施工業者に依頼して行う工事
- 助成金内示額決定前に着手していない

工事で、申請受付期間内に交付申請を終え、平成30年2月末までに完了見込みの工事

- リフォーム工事費用(消費税および地方消費税を含まない)が10万円以上の工事

※災害については、解体工事も対象とします。(り災証明添付のこと)

◎助成金支給額

リフォーム工事費用(消費税および地方消費税を含まない)の10%を乗じて得た金額(1万円未満切り捨て)

◎助成上限額 7万円

◎申請受付期限 平成30年1月31日(水)

※ただし、助成金の総額が予算1,000万円(先着順)に達した時点で終了します。

◎申請方法

申請先に備え付けの申請書に記入し、必要書類を添えて提出

※申請書等は市ホームページからもダウンロードできます。

◎耐震診断費用・耐震改修工事費用を一部補助します

■建築士の派遣による無料耐震診断

◎対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅

◎募集戸数 20戸(先着順)

◎申込期間 5月8日(月)～9月29日(金)

◎申込方法 申込先に備え付けの申込書に記入し、必要書類を添えて提出

※申込書等は市ホームページからもダウンロードできます。



■木造住宅耐震改修工事の一部補助

◎対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工された3階以下の一戸建て木造住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅を上部構造評点が0.7以上とし、改修前より上部構造評点が向上する改修工事

◎募集戸数 1戸

◎補助限度額 60万円

(工事費用の3分の2まで)

◎申請期間 5月8日(月)～9月29日(金)

◎申請方法

事前相談で要件を確認したうえで、申請に関する書類を建築住宅課で配布

◎問い合わせ・申込・申請先 建築住宅課 (☎82-1167)